

## 大阪経済法科大学私費外国人留学生奨学金規程

(1996年2月26日制定)

(名称)

第1条 本学に大阪経済法科大学私費外国人留学生奨学金(以下「奨学金」という。)を設ける。

(目的)

第2条 この奨学金は、本学の私費外国人留学生に対し、奨学金の援助を行うことにより、国際交流の進展に資することを目的とする。

(種類)

第3条 この奨学金は入学時採用奨学金、在学時採用奨学金、応急時採用奨学金の3種類とする。

(資格)

第4条 奨学金を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 入学時採用奨学金を受けることのできる者は、本学の入学試験に合格し入学手続を行う者とする。
- (2) 在学時採用奨学金を受けることのできる者は、2年生以上の者で、所定の単位数を修得した者とする。
- (3) 応急時採用奨学金を受けることのできる者は、家計の急変等により修学の継続が困難な者とする。

(金額及び期間)

第5条 奨学金の金額及び期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入学時採用奨学金は、年間授業料の30%相当額を減免するものとし、期間は入学年度限りとする。
- (2) 在学時採用奨学金は、年間授業料の30%相当額を減免するものとし、期間は卒業に要する最短修業年限とする。
- (3) 応急時採用奨学金は、金20万円を給付するものとし、期間は家計急変等の理由が生じた年度限りとする。

(申請)

第6条 奨学金の申請は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入学時採用奨学金及び在学時採用奨学金は、申請を必要としない。
- (2) 応急時採用奨学金を受けようとする者は、所定の書類を学生課を通じて、学長に提出しなければならない。

(審査基準)

第7条 奨学生の審査基準は、細則で定める。

(決定)

第8条 奨学生は、学生部長の審査に基づき、学長が決定する。

(取り消し)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、学長は奨学金の決定を取り消す。

- (1) 停学又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 休学又は退学したとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。

2 奨学生が次の各号の一に該当するときは、学長は奨学金の決定を取り消すことができる。

- (1) 所定の単位数を修得していないとき。
- (2) 願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (3) 奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

3 前2項により奨学金の決定を取り消された者は、学籍を失った場合を除き、減免された金額をただちに納付、又は給付された金額をただちに返還しなければならない。ただし、過年度の減免分はこの限りではない。

(所管)

第10条 この規程に基づく奨学金に関する事務は、学生部学生課が所管する。

(細則)

第11条 この規程の実施について必要な事項は、細則で定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学会議においてこれを行う。

附則

この規程は、1996年4月1日から実施する。